



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 告示

509	随意契約の相手方の決定	(広報課).....	1
510	有害図書等の指定	(青少年・男女共同参画課).....	2
511	障害者自立支援法に基づく指定相談支援事業者の変更	(障害福祉課).....	2
512	基本測量の終了	(技術調査課).....	3
513	〃	(〃).....	3
514	公共測量の終了	(〃).....	3
515	道路の区域変更	(道路保全課).....	3
516	道路の供用開始	(〃).....	4
517	道路の区域変更	(〃).....	4
518	道路の供用開始	(〃).....	4
*519	平成15年和歌山県告示第428号(指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関の名称及び事務取扱店舗等)の一部改正	(会計課).....	5
○ 教育委員会告示			
4	和歌山県指定文化財の指定	5
○ 公安委員会告示			
19	警備員指導教育責任者講習の実施	5
○ 収用委員会告示			
1	土地収用法による裁決手続開始の決定	8

告 示

和歌山県告示第509号

平成22年度県政広報テレビ番組の制作及び放送事業の委託契約について、随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第11条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年和歌山県規則第107号)第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成22年4月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
平成22年度県政広報テレビ番組の制作及び放送事業の一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県広報課
和歌山市小松原通一丁目1番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成22年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社テレビ和歌山

和歌山市栄谷151番地

5 随意契約に係る契約金額

153,290,645円（うち消費税及び地方消費税の額7,299,554円）

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約の理由

特例政令第10条第1項第1号の規定に該当し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第2項の規定により随意契約する。

和歌山県告示第510号

和歌山県青少年健全育成条例（昭和53年和歌山県条例第36号）第13条第1項の規定により、有害図書等として、次のものを平成22年4月20日指定した。

平成22年4月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

種別	図書等名	コード番号	発行所名
コミック	恋愛白書パステル 5月号	19625-05	宙出版
コミック	絶対恋愛スウィート 5月号	15557-05	笠倉出版社
月刊誌	実話ドキュメント 5月号	05267-5	竹書房
月刊誌	ブレイクマックス 5月号	18011-05	コアマガジン
月刊誌	黄金のGT 5月号	12259-05	晋遊舎
月刊誌	ナックルズEX 5月号	16809-5	ミリオン出版
月刊誌	ブブカ 5月号	17885-05	コアマガジン
月刊誌	実話マッドマックス 5月号	15279-05	コアマガジン
月刊誌	お宝ガールズ 5月号	02257-05	コアマガジン
月刊誌	決定版!XX 5月号	13319-5	ミリオン出版
月刊誌	ジェイスパーク 5月号	86257-05	トライマックス
雑誌	黄金のGT宝 vol.7	63426-83	晋遊舎
雑誌	BLACK BOX vol.42	17843-5	三英出版
雑誌	実話ナックルズ 増刊	18422-5	ミリオン出版

指定理由

著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残忍性を助長し、犯罪を誘発し、又は著しく犯罪性を助長する等、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

和歌山県告示第511号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定に基づく指定相談支援事業者の変更につ

いて、次のとおり届出があったので、同法第51条第2号の規定に基づき公示する。

平成22年4月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
3031400280	障害児者相談・生活サポートセンターゆめ海南事業所	事業所の名称	障害児者相談・生活サポートセンターゆめ海南事業所（あかり作業所）	障害児者相談・生活サポートセンターゆめ海南事業所	平成22.4.1

和歌山県告示第512号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定に基づき国土交通省国土地理院長から基本測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成22年4月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 基本測量（基準点測量）
- 2 作業期間 平成21年6月1日から平成22年3月12日まで
- 3 作業地域 橋本市、伊都郡九度山町、伊都郡高野町、有田郡広川町、有田郡有田川町、日高郡印南町、日高郡日高川町、日高郡みなべ町、日高郡由良町、東牟婁郡串本町、西牟婁郡白浜町、西牟婁郡すさみ町、海草郡紀美野町

和歌山県告示第513号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定に基づき国土交通省国土地理院長から基本測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成22年4月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 基本測量（基準点測量及び基準点現況調査）
- 2 作業期間 平成21年9月1日から平成22年3月25日まで
- 3 作業地域 基準点測量 有田郡湯浅町
基準点現況調査 和歌山市、海南市、橋本市、有田市、田辺市、新宮市、紀の川市、岩出市、海草郡紀美野町、伊都郡かつらぎ町、伊都郡九度山町、伊都郡高野町、有田郡有田川町、日高郡日高町、日高郡由良町、日高郡みなべ町、西牟婁郡白浜町、西牟婁郡上富田町、西牟婁郡すさみ町、東牟婁郡那智勝浦町、東牟婁郡串本町

和歌山県告示第514号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき日高川町長から公共測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成22年4月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 公共測量「日高川町管内図（レベル5000）作成作業」
- 2 作業期間 平成21年10月31日から平成22年3月10日まで
- 3 作業地域 日高川町

和歌山県告示第515号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成22年4月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 奥佐々阪井線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
海草郡紀美野町下佐々字飛ノ瀬961番1地先から同町下佐々字西下柄谷33番1地先まで	新	14.95 } 25.40	1,060.00	

和歌山県告示第516号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成22年4月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

路線名 奥佐々阪井線

供用開始の区間 海草郡紀美野町下佐々字飛ノ瀬961番1地先から同町下佐々字西下柄谷33番1地先まで

供用開始の期日 平成22年4月30日

和歌山県告示第517号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成22年4月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 池田港線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
新宮市徐福一丁目7169番1地先から同市徐福一丁目7167番8地先まで	旧	16.10 } 16.60	48.90	
新宮市徐福一丁目7169番1地先から同市徐福一丁目7177番12地先まで	新	16.10 } 16.60	60.40	

和歌山県告示第518号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成22年4月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

路線名 池田港線

供用開始の区間 新宮市徐福一丁目7169番1地先から同市徐福一丁目7177番12地先まで

供用開始の期日 平成22年4月30日

和歌山県告示第519号

平成15年和歌山県告示第428号（指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関の名称及び事務取扱店舗等）の一部を次のように改正し、平成22年5月1日から施行する。

平成22年4月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

3 収納代理金融機関の表中「株式会社泉州銀行」を「株式会社池田泉州銀行」に改める。

教育委員会告示

和歌山県教育委員会告示第4号

和歌山県文化財保護条例（昭和31年和歌山県条例第40号）第3条第1項の規定により、平成22年4月20日次の表に掲げる文化財を和歌山県指定文化財に指定した。

平成22年4月30日

和歌山県教育委員会委員長 宮 永 健 史

（記念物の部）

種別	名称及び員数	所在の場所	所有者	所有者住所
史跡	雑賀崎台場 1所	和歌山市雑賀崎字永尾西原 511番地、512番地	農林水産省	東京都千代田区霞が 関1-2-1

公安委員会告示

和歌山県公安委員会告示第19号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

平成22年4月30日

和歌山県公安委員会委員長 大 岡 淳 人

1 講習に係る警備業務の区分、実施期日、実施場所及び定員

講習区分	講習期間	場 所	定員
法第2条第1項第2号の業務（以下「2号警備業務」という。）に係る講習で、2の（1）に掲げる者を対象とするもの（以下「新規取得講習（2号）」という。）	平成22年7月5日（月）から 同月13日（火）までの土曜 日及び日曜日を除く7日間	和歌山市手平二丁目 1番2号 和歌山ビッ グ愛 （合同実施）	30名
2号警備業務に係る講習で、2の（2）に掲げる者を対象とするもの（以下「追加取得講習（2号）」という。）	平成22年7月8日（木）から 同月13日（火）までの土曜 日及び日曜日を除く4日間		

2 講習の対象者

(1) 新規取得講習 (2号)

法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則 (昭和58年国家公安委員会規則第2号) 第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書 (以下「指導教育責任者資格者証等」という。) の交付を受けていない者であって、受講申込書等提出時において次のいずれかに該当するもの

ア 最近5年間に2号警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則 (平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。) 第4条に規定する1級の検定 (2号警備業務の区分に係るものに限る。) に係る法第23条第4項の合格証明書 (以下「合格証明書」という。) の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定 (2号警備業務の区分に係るものに限る。) に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上2号警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則 (昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。) 第1条第2項に規定する1級の検定 (2号警備業務の区分に係るものに限る。) に合格した者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定 (2号警備業務の区分に係るものに限る。) に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上2号警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

(2) 追加取得講習 (2号)

2号警備業務の区分以外の指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって、受講申込書等提出時において次のいずれかに該当するもの

ア 最近5年間に2号警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 検定規則第4条に規定する1級の検定 (2号警備業務の区分に係るものに限る。) に係る合格証明書の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定 (2号警備業務の区分に係るものに限る。) に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上2号警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

エ 旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定 (2号警備業務の区分に係るものに限る。) に合格した者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定 (2号警備業務の区分に係るものに限る。) に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上2号警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

3 受講を希望する者の手続

(1) 事前申出受付

受講を希望する者 (以下「受講希望者」という。) は、平成22年6月2日 (水) から同月4日 (金) まで (各日とも午前10時から午後5時までの間) の間に、(2) の注意事項を厳守の上、和歌山県警察本部生活安全部生活安全企画課 (受講受付専用電話073-423-3344) に対し電話による受講希望の事前申出を行うこと。

事前申出は、先着順に受け付け、申込者の人数が定員の数に達し次第、受付を締め切る。

(2) 事前申出受付時の注意事項

ア 受付専用電話以外での受付は、一切行わない。

イ 電話1回につき、受講希望者1人のみを受け付ける。

ウ 申出は、受付担当者からの受講希望者に関する質問等に即答できる者が行うこと (即答できない場合は、受け付けない。)

エ この講習に関して不明な点がある場合は、事前に下記7の問い合わせ先に確認しておくこと。

オ 上記の手続を経て、受付番号を取得した受講希望者を受講予定者とする。

4 受講申込書等の提出に関する手続

(1) 提出期間、提出方法等

3により、受講予定者となった者は、平成22年6月15日(火)から同月17日(木)まで(各日とも午前9時から午後5時までの間)の間に、次の書類等を和歌山県内の最寄りの警察署に提出すること(郵送による提出は、受け付けない)。

なお、当該提出期間内に受講申込書等を提出しなかった場合又は事前申出後において講習の対象者の要件を満たしていないことが判明した場合には、受講予定者に決定していることを無効とする。

ア 新規取得講習(2号)の受講予定者

(ア) 警備員指導教育責任者講習受講申込書

顔写真(6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもの)をちょう付すること。

(イ) 2の(1)に掲げる要件に該当する者であることを証明する次に掲げる書類

a 2の(1)のアに該当する者

2号警備業務の区分に係る警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る証明書(以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書 各1通

b 2の(1)のイに該当する者

検定規則第4条に規定する1級の検定(2号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の写し 1通

c 2の(1)のウに該当する者

検定規則第4条に規定する2級の検定(2号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書 各1通

d 2の(1)のエに該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定(2号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証の写し 1通

e 2の(1)のオに該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(2号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書 各1通

イ 追加取得講習(2号)の受講予定者

(ア) 警備員指導教育責任者講習受講申込書

顔写真(6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもの)をちょう付すること。

(イ) 2号警備業務の区分以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の写し

(ウ) 2の(2)に掲げる要件に該当する者であることを証明する次に掲げる書類

a 2の(2)のアに該当する者

警備業務従事証明書及び履歴書 各1通

b 2の(2)のイに該当する者

検定規則第4条に規定する1級の検定(2号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の写し 1通

c 2の(2)のウに該当する者

検定規則第4条に規定する2級の検定(2号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書 各1通

d 2の(2)のエに該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定(2号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証の写し 1通

e 2の(2)のオに該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(2号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書 各1通

ウ ア及びイに掲げる書面のうち警備業務従事証明書については、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出できないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で2の(1)のア、ウ若しくはオ又は2の(2)のア、ウ若しくはオに該当することを誓約する誓約書及び履歴書を当該警備業務従事証明書に代えて提出することができる。この場合において、2の(1)のア又は2の(2)のアに該当する者にあつては、アの(イ)のa又はイの(ウ)のaに掲げる履歴書の提出を省略することができる。

(2) 手数料

手数料は、講習受講申込書提出時に和歌山県証紙により納付すること。

ア 新規取得講習(2号) 38,000円

イ 追加取得講習(2号) 14,000円

5 講習修了証明書の交付等

(1) 各講習の最終日に、受講者に対して修了考査を実施する。

(2) 講習課程を修了し、修了考査に合格した者に警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付する。

6 講習業務の委託

講習は、社団法人和歌山県警備業協会(所在地 和歌山市西汀丁36番地)に委託して実施する。

7 問い合わせ先

和歌山県警察本部生活安全部生活安全企画課警備業係

電話番号 073-423-0110(内線 3027又は3028)

収用委員会告示

和歌山県収用委員会告示第1号

土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定により、平成22年4月22日次のとおり裁決手続開始の決定をした。

平成22年4月30日

和歌山県収用委員会会長 森 薫 満

1 起業者の名称 和歌山県

2 事業の種類 和歌山都市計画道路事業3・2・5号松島本渡線

3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等、土地所有者の氏名及び住所並びに土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類(次表のとおり)

裁決手続開始を決定した土地					土地所有者		土地に関して権利を有する関係人				
所在地番	地目		地積(m ²)		収用しようとする土地の面積(m ²)	使用しようとする土地の面積(m ²)	氏名	住所	氏名	住所	権利の種類
	登記簿	現況	登記簿	実測							
和歌山県89番1 和歌山市 神前字祇園甫	田	田	797	814.61	233.15	—	笠松太	和歌山県和歌山市神前469番地の4 (持分 243/	—	—	—
	田	田	1,006	1,028.28	298.12						

91番2	田	田	17	17.33	14.43		1000)
						笠松通	和歌山県和歌山市神前469番地の5 (持分 137/1000)
						戸山武彦	和歌山県和歌山市鳴神489番地の11 (持分 318/1000)
						笠松茂和	和歌山県和歌山市神前597番地 (持分 120/1000)
						笠松武久	和歌山県和歌山市神前75番地 (持分 182/1000)